

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月21日	
千葉県知事 熊谷 俊 人 殿	
提出者 住 所 千葉県東金市家徳256番地1 氏 名 東金市都市建設部下水対策課長 鈴木 貴夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0475-50-1163	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東金市浄化センター
事業場の所在地	千葉県東金市家徳256番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業 中分類：水道業
②事業の規模	現有処理能力：14,600m ³
③従業員数	市職員：14名 維持管理業者：14人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	下水（流入水） ↓ 沈砂池 ↓ 最初沈殿池 → 反応タンク → 最終沈殿池 → 塩素混和池 → 真亀川へ（放流水） 生污泥 ↓ 濃縮槽 → 汚泥受槽 → 脱水機 → 汚泥 余剰汚泥 ↗



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

東金市都市建設部下水対策課

課 長

処理計画総括責任者

副 課 長

維持係長

維持係員
4 名処理計画作成担当
廃 棄 物 担 当

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	2, 387.56 t	t
	(これまでに実施した取組) ・高分子凝集剤の再評価 平成17年度に脱水汚泥の含水率低下を目的として、高分子凝集剤の選定を行った。これは複数社によるビーカーテストを行い、この結果から3社を選定し、実機試験を行い最適な高分子凝集剤を選定した。平成30年度から、使用している高分子凝集剤の再評価を目的として、この複数業者により数種類の高分子凝集剤の実機試験を行った結果、使用凝集剤の種類を変更し運用中である。 ・反応槽でのMLSSの管理の実施。 ・濃縮槽での汚泥濃度の向上を図る管理の実施。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	2, 450.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・反応槽でのMLSSの管理の実施。 ・濃縮槽での汚泥濃度の向上を図る管理の徹底。 ・脱水機の運転管理により、含水比の低減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら産業廃棄物の再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・自ら産業廃棄物の再生利用は行っていない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・自ら産業廃棄物の中間処理は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・自ら産業廃棄物の中間処理は行っていない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,387.56 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,387.56 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用ができる業者へ委託している。		

②計画	【目標】汚泥		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2, 450 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2, 450 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引続き、再生利用ができる業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。